十河校区コミュニティ協議会会則

（名称および組織）

第 1 条　この会は，十河校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し，本協議会の区域内に居住する個人および所在する法人ならびに別表に掲げる自治会等各種団体で組織する。

（目　的）

第 2 条　協議会は，十河校区における共通の課題解決のため，住みよい地域社会の構築を目指し，組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進を図りながら，自主的，主体的に地域活動を行うことを目的とする。

（事　業）

第 3 条　協議会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 十河校区の共通の課題解決に向けて協議，学習等に関すること。

(2) 十河校区内の各種団体等の活性化および各種団体相互の連絡協調に関すること。

(3) 市からの受託事業の推進に関すること。

(4) 地区内組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進等に関すること。

(5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

（役　員）

第 4 条　協議会に，会長１名，副会長２名以上４名以内，事務局長１名，理事８名以上１４名以内，および監事２名を置く。

２ 役員は，別表に掲げる構成団体等に属する者（以下「代表者」という。）の互選により選任し，会長，副会長，監事は，それぞれの役員の互選により選任する。

３ 選任された役員は，総会において承認するものとする。

（役員の任期）

第 5 条　役員の任期は，１年とする。ただし，再任は妨げない。任期は最長で６年とする。

２ 補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（顧　問）

第 6 条　協議会に顧問を置くことができる。

２ 顧問は，会長が役員会に諮り会長が委嘱する。

（会　議）

第 7 条　協議会の会議は，総会，全体会および役員会とし，会長が召集し，議長となる。

２ 会議は，過半数の出席により成立する。

３ 議事は，出席者の過半数の同意で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。ただし，会則の改廃に関する事項は，出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

（総会および全体会）

第 8 条　総会および全体会は，別表に定める代表者をもって構成する最高の決議機関で，総会は，毎年１回これを開き，全体会は会長が必要と認めた場合に開催し，次の

事項を議決する。
(1) 事業計画および事業報告に関すること。
(2) 予算の決定および決算の承認に関すること。
(3) 会則の改正に関すること。
(4) その他，協議会の運営に関すること。
（役員会）
第 9 条　役員会は，会長が必要と認める都度開催し，次の事項を審議する。
(1) 総会および全体会議に付議する事項
(2) 事業の運営に関する事項
(3) その他，会長が特に必要と認める事項
（企画委員会）
第１０条　協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２ 企画委員は，役員会に諮って，会長が指名する。
３ 委員会に，委員長および副委員長を置き，委員の互選により選任する。
４ 委員会は，委員長が招集する。
５ 委員会は，次の事項について協議し，役員会に報告する。
(1) 地域コミュニティ事業の企画に関すること
(2) その他事業の企画に関し，役員会が必要と認めた事項
（部　会）
第１１条　協議会に部会を置くことができる。
２ 部会員は，別表に掲げる構成団体から選任されたものならびに協議会が公募したものをもって構成する。
３ 部会に部会長および副部会長を置き，部会員の互選により選任する。
４ 部会は，部会長が招集する。
５ 部会は，部会に属する地域課題について調査・審議し，各種の事業を実施する。
（事業計画および予算）
第１２条　協議会の事業計画および予算は，役員会で承認し総会の議決を経なければならない。
（事業報告，決算および監査）
第１３条　協議会の事業報告，収支決算書等の決算に関する書類は，会計年度終了後，速やかに作成し，監事の監査を受け，役員会の承認を経た後，総会の議決を経なければならない。
（情報の開示）
第１４条　総会の決定事項等，協議会の情報は，センター内に掲示するなど開示する。
（経　費）
第１５条　協議会の経費は，補助金，助成金・その他の収入をもって充てる。
２ 協議会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。
（事務局）
第１６条　協議会の事務局は，十河コミュニティセンター内に置く。
２ 事務局長は，会長が委嘱し，協議会の事務を処理する。

（その他必要な事項）

第１７条　この会則に定めるもののほか，必要な事項は，会長が役員会に諮って定めることができる。

附　則

この会則は，平成１６年９月２５日から施行する。

この会則は，一部改正し平成２０年５月３０日から施行する。

この会則は，一部改正し平成２２年５月２１日から施行する。

この会則は，一部改正し平成２３年５月２７日から施行する。

この会則は，一部改正し令和２年６月１２日から施行する。